

みえ次世代育成応援ネットワークマスコットキャラクター

「みっふる」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みえ次世代育成応援ネットワーク（以下「ネットワーク」という）のマスコットキャラクター「みっふる」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ「みっふる」着ぐるみ使用申込書（様式第1号）を、ネットワークの代表に提出しなければならない。

(貸出基準)

第3条 ネットワークの代表は、次の各号に該当する場合に使用を許可する。

- (1) 会員もしくは国、地方公共団体が使用するとき。
- (2) 子どもや子育て家庭の応援に寄与するイベントで使用するとき。

2 ただし、前項の規定に関わらず、次のいずれかの号に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) マスコットキャラクターのイメージを損なうとき。
- (2) 営利やそのための宣伝を直接の目的とするとき。
- (3) その他、着ぐるみの使用について不相当であると認めるとき。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無償とする。

(貸出方法)

第5条 貸出し及び返却の際の着ぐるみの運搬は、使用者が行う。

(原状回復)

第6条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、現状に回復しなければならない。

(ネットワークの責任)

第7条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対して、ネットワークは一切の責任を負わない。

附則

この規程は、平成25年6月19日より施行する。

この規程は、平成25年7月5日より施行する。